



2019年5月30日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
 代表者の役職名 代表取締役社長 藤 澤 信 義
 (コード番号 8 5 0 8)
 (上場取引所 東京証券取引所 市場第2部)
 問い合わせ先 取締役執行役員 常 陸 泰 司
 電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について2019年6月26日（水）開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は、2019年5月13日付け「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、決算期（事業年度の末日）の変更を予定しております。そのため、定時株主総会の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。（変更案第12条、第39条、第41条、附則関係）

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月</u>1日から<u>翌年3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月</u>1日から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(事業年度変更に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第39条(事業年度)の規定にかかわらず、第44期事業年度は、2019年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第41条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第44期事業年度の中間配当の基準日は9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(附則の有効期限)</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から本条までの規定は、第44期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2019年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日： 2019年6月26日（予定）

以 上